

**令和7年度
中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金
(通称: 価格高騰対応設備導入補助金)**

Q&A

I 申請手続きについて

Q1-1 申請受付期間を教えてください。

A1-1 次のとおりとなります。

令和7年4月18日(金)～令和7年6月27日(金) 必着

※予算額に達した場合は、受付期限前であっても受付を終了します。この場合、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

特設サイト <https://eecp.or.jp/e-support/>

県ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/e-support.html>

※申請書類一式が補助金事務局へ到着した日をもって受付日となります。郵送で提出される場合は、受付期限までに補助金事務局に申請書類が到着するよう、発送日にご注意ください。

※同一事業者からの申請は1件に限ります。通常枠と特別枠の同時申請もできません。複数の屋号を使用している個人事業主、複数の部門や事業部等を有する法人も、申請は1件のみです。

※令和4年度～令和6年度の採択者については再度申請することはできません。
ただし、令和4年度～令和6年度の補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請することが可能です。(詳しくはQ&Aの9ページをご覧ください) ※複数申請が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数申請が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

※申請受付状況等により、結果の通知に時間を要し、交付決定の時期によっては、事業期間(交付決定～令和8年1月13日)が短くなる場合がございます。予めご了承のうえ、事業期間内に完了できる見込みを持って、申請願います。

Q1-2 令和6年度募集から申請要件に変更はありますか。

A1-2 令和7年度から補助要件に「パートナーシップ構築宣言に登録していること」が追加されました。※法人の場合のみ
詳しくは、Q&Aの8ページをご覧ください。

Q1-3 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。

A1-3 原則電子メールで下記メールアドレスへ提出してください。

送信先メールアドレス: es7@eecp.or.jp

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

※やむを得ず郵送する場合は、下記郵送先にお送りください。

書類送付先: 〒950-2035 新潟市西区新通 451 番地

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 あて

Q1-4 国や県の補助金との併用は可能ですか。

A1-4 同一の事業や機械装置等について、国及び県が助成する他の制度との併用はできません。

なお、それ以外の市町村等の助成制度の併用については排除していませんので、活用を検討される場合は、事前に当該市町村へご相談ください。

Q1-5 店舗形態がテナント等のため、電気等の使用量が不明です。この場合、事業計画書、事業実績書、事業効果報告書の「CO2 排出量」欄はどのように記載したらよいですか。

A1-5 オーナー等へ電気等の使用量をご確認いただき、CO2 排出量を算定してください。それでも不明な場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

Q1-6 売上高の根拠となる書類の売上台帳は、手書きのものでもよいですか。

A1-6 対象となる年月が明記されており、当該対象月の売上高がわかる資料であれば結構です。

Q1-7 申請時の提出書類に見積書とありますが、カタログやWEBサイト等による購入で見積書が取得できない場合はどうしたらよいですか。

A1-7 購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用が確認できるものであれば、正式な見積書でなくても構いません。見積書の代わりになるものとしては、下記の書類が挙げられます。

- ・カタログ等に記載の料金表
- ・価格や内容が記載されている商品などのホームページのプリントアウト 等

Q1-8 申請時の提出書類に税務署受付印のある確定申告書とありますが、電子申告の場合は受信通知の添付で認められますか。また、受付印のない申告書しか手元にない場合はどうしたらよいですか。

A1-8 確定申告を e-Tax により電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。

税務署受付印がない場合、税務署が発行する納税証明書（その2：所得金額の証明書）を併せて提出してください。（コピー不可）

Q1-9 採択の可否はどのようにして知ることができますか。

A1-9 申請者全員に対して、採択（交付決定）または不採択の結果を書面で通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

Q1-10 申請してから採択まではどれくらいの時間がかかりますか。

A1-10 申請を受け付けたものから随時審査を行い、採択（交付決定）または不採択の結果を通知します。可能な限り迅速な審査を行っていきたいと考えております。

Q1-11 補助金が交付されるのはいつですか。

A1-11 事業完了後、実績報告を提出していただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。（実績報告書提出～補助金の支払いまでに2か月程度を要しますが、審査件数や実績報告書の不備等によっては更に時間を要することもありますのでご了承ください。）

本事業では、概算払い（前払い）は一切認められません。

なお、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）

Q1-12 途中で事業内容を変更したい場合はどうすればよいですか。

A1-12 ・事業内容の重要な部分に関する事項の変更

- ・補助対象経費の各経費区分相互間のいずれか低い額の20%を超える経費の配分変更

上記のいずれかに該当する場合は、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、「変更承認申請書（別記第6号様式）」を提出し、県の承認を受けなければなりません。

事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合や、導入設備の型式変更等がある場合は、事前に補助金事務局に相談してください。

なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

また、事業を途中で中止する必要があるときや完了することができないと思われるときも、予め県の承認を受けなければなりません。

Q1-13 設備の設置場所が複数ある場合、交付申請書の記載方法について教えてください。

A1-13 ・設備の設置場所が複数ある場合は、以下のとおり作成してください。

<別記2号様式 事業計画書>、

- ・直近1年分のCO₂排出量…設置事業所の合計値を記入してください。
- ・補助対象事業を実施する場所（＝機器の設置場所）
…代表的な場所を1か所記入し、残りは「ほか」と記入してください。
（記載例. 新潟支店 ほか 新潟市中央区新光町4-1 ほか）

<別紙1 CO₂排出量算出シート>

- ・各項目の値の入力に当たっては、設置事務所の合算値を入力してください。

<別紙2>

- ・設置する全ての機器を、1枚のシートに記入してください。設置事業所ごとに別紙2を作成する必要はありません。

Q1-14 新潟県エコ事業所表彰制度について、申請時点で登録が完了している必要がありますか。

A1-14 ・参加申込を行っていただければ構いませんので、交付申請書には参加申込書の写しを添付してください。

・なお、新潟県エコ事業所表彰制度の内容については、7ページをご確認ください。

Ⅱ 補助金全般

Q2-1 事業の実施（着手）はいつから可能ですか。

A2-1 交付決定日から可能となります。なお、「事前着手届（別記第5号様式）」を提出した場合は、「事前着手届」の届出の日から事業の実施が可能です。

Q2-2 交付決定を受ける前からすでに事業に取りかかっている場合は、交付決定以前の支出も補助金の対象となりますか。

A2-2 交付決定日より前に発注、契約、支出したものは対象になりません。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。

Q2-3 事前着手制度について教えてください。

A2-3 補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に「事前着手届」を、新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局へ提出してください。

当該届出を行った場合は、補助金の交付決定前であっても、届出日以降に発注等を行った事業に要する経費を補助対象とすることができます。

ただし、事前着手届を提出した場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

また、事業そのものの採択は交付（不交付）決定通知によりお知らせするものであり、事前着手届出後に発注等をした経費であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、「事前着手届」は、申請書類と同時に提出、または申請書類の提出後から交付決定前までに追加で提出することも可能です。

Ⅲ 補助事業対象者について

Q3-1 本事業の対象となる中小企業の範囲を教えてください。

A3-1 県内に主たる事業所を置く中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業、またはこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの)が対象です。

具体的には、以下表の各区分において、A若しくはBのいずれかの条件に該当する者であり、個人事業主も対象となります。

業種	A. 資本金	B. 従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

なお、「中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの」は、以下のとおりです。

- ・ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

Q3-2 個人の農林水産事業者は対象となりますか。

A3-2 対象となります。ただし、系統出荷による収入のみである事業者は除きます。

Q3-3 特定非営利活動法人(NPO法人)は対象となりますか。

A3-3 以下の要件をいずれも満たす場合に限り、対象となります。

- (1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適

用業種は「その他」として「その他の業種（上記以外）」の従業員基準（300人以下）を用いてください。

Q3-4 第3セクターは対象となりますか。

A3-4 地方公共団体等は大企業とみなしますので、下記のいずれかに該当した場合は補助対象外となります。

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

Q3-5 県内に主たる事業所を置く、とはどのように判断したらよいですか。

A3-5 原則として、法人の場合は登記上の本店所在地が新潟県内であること、個人事業主の場合は本店（本社）と位置づけている事業所の所在地が新潟県内であることにより判断します。

ただし、事業活動の形態等により上記により判断しがたい場合は、申請前に事務局へご相談ください。

なお、新潟県外に、法人の本店所在地がある場合や個人事業主の居住地がある場合は、新潟県内に主たる事業所を有することの申立書※を提出してください。

※ 新潟県内に主たる事業所等があるとした根拠を、数字や資料などを用いて定量的・具体的に記載してください。

（例：全事業所別売上高の資料にあるとおり新潟県内からの売上が会社全体の80%超となっているほか、会社全体の70%超の従業員が新潟県内で就業しているため。）

Q3-6 売上高には雑収入等も含まれますか。

A3-6 売上高には、雑収入や家事消費等は含みません。

Q3-7 付加価値額について詳しく教えてください。

A3-7 本事業における付加価値額とは、下記、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。（丸数字は所得税青色申告決算書の該当番号です。）

【営業利益】法人：売上高－（売上原価＋販売費及び一般管理費）

個人事業主：③差引金額＋②利子割引料

【人件費】

（法人の場合）以下の各項目の全てを含んだ総額

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用

(ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。)

(個人事業主の場合) 所得税青色申告決算書(損益計算書)上での以下の費目
福利厚生費+給料賃金(⑲+⑳)

※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である㉔専従者給与(=ご家族の方等のお給料)および㉕青色申告特別控除前の所得金額(=事業主個人の儲け)の2項目を「人件費」に算入せずに計算します。

【減価償却費】 期中に購入した設備等の減価償却費については、購入した日から決算日までに月数で按分した金額に基づき算出してください。

Q3-8 申請前に個人事業者から「法人成り」した企業は本事業に申請できますか。

また、申請前に事業承継を受けた個人事業主は本事業に申請できますか。
申請できる場合、どのような書類を提出すればよいですか。

A3-8 申請前に個人事業者から「法人成り」した企業も申請は可能です。

また、申請前にいわゆる「個人成り」(※法人形態から個人事業主へ戻すこと)を行った個人事業主や、「個人間の事業承継」を受けた個人事業主の方も、申請は可能です。申請に当たっては、以下の書類の提出をお願いします。

【法人成りの場合】

- ①個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業の開業・廃業届出書
- ③法人設立届出書又は履歴事項全部証明書
- ④法人設立後の売上高の根拠となる書類

【個人成りの場合】

- ①法人としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業の開業・廃業届出書
- ③個人事業者としての売上高の根拠となる書類

【個人間の事業承継の場合】

- ①承継前の個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業の開業・廃業等届出書、又は事業開始等申告書等の地方公共団体への届出書、開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある公の発行する書類
- ③承継後の個人事業者としての売上高の根拠となる書類

Q3-9 新潟県エコ事業所表彰制度について教えてください。

A3-9 新潟県では、地球温暖化対策に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、取組内容を情報発信しています。

具体的な取組内容は、本事業による省エネ効率の高い機器への切り替えのほか、ソフト対策(ゴミの分別・削減、ノーマイカーデーの実施、公共交通の積極的使用、従業員や関係者への環境教育など)でも構いません。まずは各事業所の業種や規模に応じて、取組可能なものから始めてください。

また、エコ事業所は、CO2削減計画を策定し、取組結果を年1回、県に報告

していただきますが（前年比 1 %削減が目安）、本事業の交付申請書に添付する「別紙 1 C02 排出量算出シート」と同程度の内容となります。

【新潟県エコ事業所とは】 下記のいずれかに該当する事業所

① 省エネ効率の高い機器や再生可能エネルギーの導入、設備の運用管理等による効果的な二酸化炭素排出削減対策に取り組む（又は取り組む予定の）事業所であって、当該取組の管理体制（PDCA サイクル）を構築している（又は構築予定の）事業所

② ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を受けた事業所

【制度の内容や登録方法については、以下のサイトをご確認ください。】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html>

問合せ先：新潟県環境局環境政策課 カーボンゼロ推進室 TEL 025-280-5642

Q3-10 パートナリシップ構築宣言について教えてください。

A3-10 サプライチェーン全体の付加価値向上、共存共栄を目指して、事業者が代表者名で、下記の（１）（２）の宣言を行うものです。

（１）望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

（２）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

パートナーシップ構築宣言の登録企業は、ロゴマークの使用や、HP 上で企業名が公表されることで優良企業であることが PR できるほか、国や県の一部の補助金で加点措置や、一部の税制優遇措置等を受けることができます。

パートナーシップ構築宣言の制度や優遇措置の詳細については、ポータルサイトをご確認ください。

ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

Q3-11 パートナリシップ構築宣言の登録方法を教えてください。

A3-11 パートナリシップ構築宣言のポータルサイトから宣言文の「ひな形」をダウンロードし、「記載要領」を参考に宣言文に追記・修正を行い、ポータルサイト内の登録フォームから登録を行ってください。登録にかかる時間の目安は 30 分程度です。

宣言文の作成方法や登録方法の詳細はポータルサイトをご確認いただくか、（公財）全国中小企業振興機関協会までお問い合わせください。

登録方法：<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

問合せ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 TEL 03-6228-3802

Q3-12 パートナリシップ構築宣言の登録をすることで何か義務は生じますか。また、宣言の登録をした後に宣言内容を遵守しているか検査等を受けることや、宣言した内容に違反した場合に罰則はありますか。

A3-12 パートナリシップ構築宣言は、自主宣言であるため、新たな義務が生じることや、宣言を根拠とした検査や罰則はありません。

なお、宣言内容は、中小企業振興法により定められる振興基準に沿った内容であるため、宣言の有無に関わらず、企業が遵守すべき事項となります。

Q3-13 事業規模が小さく、下請事業者がいない場合でもパートナーシップ構築宣言を行う必要はありますか。

A3-13 パートナーシップ構築宣言は、業種・規模を問わずに宣言できます。

宣言内容の「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携」の取組は、下請取引にかかわらず、あらゆる取引を対象としています。

また、宣言内容の「望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守」については、取引事業者が1社もない場合にも、今後、事業者との取引が発生した場合として宣言することができます。

Q3-14 パートナーシップ構築宣言のポータルサイトに企業名が掲載されていなくても申請することはできますか。

A3-14 通常、登録から3～4日後にポータルサイトに企業名が公表されますが、公表前に申請を行う場合は、登録申請の際に送付される『「パートナーシップ構築宣言」を受領しました。』という件名のメール文を併せてご提出ください。

Q3-15 令和4年度～令和6年度に本補助金の採択を受けたのですが、再度申請することはできますか。

A3-15 令和4年度～令和6年度の採択者については再度申請することはできません。ただし、令和4年度～令和6年度の補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請することが可能です。

(例1) 令和4年度～令和6年度に通常枠または特別枠で50万円の補助金交付（額の確定）を受けている場合

①令和7年度において通常枠に申請する場合

補助上限額 133 万円 － 交付済額 50 万円 ＝ 申請上限額 83 万円

②令和7年度において特別枠に申請する場合

補助上限額 150 万円 － 交付済額 50 万円 ＝ 申請上限額 100 万円

(例2) 令和4年度～令和6年度に特別枠で135万円の補助金交付（額の確定）を受けている場合

①令和7年度において通常枠に申請する場合

補助上限額に達しているため、申請できません。

②令和7年度において特別枠に申請する場合

補助上限額 150 万円 － 交付済額 135 万円 ＝ 申請上限額 15 万円

(例3) 令和4年度に通常枠で50万円、令和5年度に特別枠で50万円の補助金交付（額の確定）を受けている場合

①令和7年度において通常枠に申請する場合

補助上限額 133 万円 － 交付済額 100 万円 ＝ 申請上限額 33 万円

②令和7年度において特別枠に申請する場合

補助上限額 150 万円 － 交付済額 100 万円 ＝ 申請上限額 50 万円

IV 補助対象設備について

Q4-1 補助対象となる設備を教えてください。

A4-1 補助対象となる設備は、以下の全ての要件を満たす設備となります。

【通常枠】	【特別枠】
(1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備（ただし、照明設備及び生産設備を除く。） (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備（高効率空調への切り替えと同時に実施する断熱窓への更新、屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事を含む。） (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備	(1)～(6)同左 (7) 令和4年4月以降に実施された、以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた省エネに資する設備 ① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 ② 資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」における「省エネお助け隊」による診断 ③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断

Q4-2 具体的にどのような設備が補助対象になりますか。

A4-2 対象となる設備の種類は、原則として「空調」「産業ヒートポンプ」「業務用給湯器」「ボイラ」「変圧器」「冷凍冷蔵設備」「産業用モータ」に該当する設備です。

補助対象となる具体的な機種については、『資源エネルギー庁「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る「(Ⅲ) 設備単位型」での補助対象設備（高効率コージェネレーション、制御機能付き LED 照明器具及び生産設備を除く。）』を参考に選定してください。

・(一社) 環境共創イニシアチブホームページ
 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 『(Ⅲ)設備単位型』
 補助対象設備一覧
 【URL】 <https://sii.or.jp/setsubi06r/search/>

Q4-3 上記設備一覧に記載がない型式や設備は、全て対象外になるのですか。

A4-3 A4-2 の設備一覧に記載がない型式や設備であっても、A4-1 の対象要件を満たす型式・設備であれば、補助対象となります。

判断に迷う場合は、補助金事務局へご相談ください。

Q4-4 主に申請者や従業員の使用が想定されるような場所（休憩室、社員食堂、ロッカールームなど）で使用している設備は、補助対象になりますか。

A4-4 補助対象外となります。

なお、判断に迷う場合は、補助金事務局へご相談ください。

Q4-5 事務所や会議室、応接室で使用している設備は、補助対象になりますか。

A4-5 事業遂行に必要な設備については補助対象となります。

申請のあった経費が補助対象となるかは、設備の用途を踏まえて判断します。
例えば、従業員の福利厚生のために設置している設備（飲食物を保管する冷蔵庫等）などは事業に供する部分で使用されていても補助対象外となります。

なお、判断に迷う場合は、補助金事務局へご相談ください。

Q4-6 どのような設備が対象外となりますか。

A4-6 生産設備、LED 照明などの照明器具（調光制御設備）、コージェネレーション設備は対象外です。

対象とならない設備の例は以下のとおりです。

【補助対象とならない設備の例】

断熱窓（空調設備の切り替えと同時に実施する場合を除く）、生産設備、高効率照明器具、省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両など

Q4-7 同程度の能力を有する設備への更新であるが、使用するエネルギー源が変更となる（例. 電気→ガス）場合は、補助対象となりますか。

A4-7 補助対象となります。ただし、省エネルギーとなることが条件となります。

Q4-8 同程度の能力を有する設備への更新で、その能力（出力）に係る消費エネルギーは増加するが、設備本体の稼働に必要なエネルギー（待機電力等）は減少する場合は、補助対象となりますか。

A4-8 補助対象外となります。

Q4-9 省エネ診断とは何か。どこに申請すれば受診できるのか。

A4-9 省エネルギー診断については、下記の機関で実施しております。

具体的な申請手続きや費用などについては、各機関サイトをご確認いただくか、直接各機関へお問い合わせください。

- ・ 一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」
URL : <https://www.shindan-net.jp/>
電話 : 03-5439-9732
- ・ 地域エネルギー利用最適化取組支援事業（資源エネルギー庁）
「省エネお助け隊」
相談窓口（一般社団法人環境省エネ推進研究所内）
URL : <https://www.shoene-portal.jp/>
電話 : 025-263-0100

上記のほか、公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」制度を利用したエネルギー管理士等による診断も対象となりますので、参考にしてください。

- ・ 公益財団法人にいがた産業創造機構「専門家派遣事業」
URL : <https://www.nico.or.jp/sien/senmonka/71795/>
電話 : 025-246-0056 (経営革新支援チーム)

※省エネルギー診断報告書において、エネルギー削減効果等の積算根拠が明記されていない場合、申請時には、別途、積算根拠が確認できる書類を添付してください。

Q4-10 撤去した設備を再利用することは可能ですか。

A4-10 再利用することはできません。また、有償、無償を問わず譲渡することはありません。

譲渡を含め、撤去した設備を再利用する場合は補助対象外となります。

Q4-11 空調設備で冷房専用機から冷暖機への更新は可能ですか。

A4-11 冷房専用機を更新する場合は、原則として、更新する機種も冷房専用機を選択してください。(空調機以外でも、既存設備にはない機能を有する設備へ更新する場合など、同等の能力を有する設備とみなせない場合は、補助対象とすることはできません。)

ただし、販売停止や調達困難などの理由により、同等機能を有する設備が手に入らない場合であって、エネルギー使用量の削減が見込まれる場合は補助対象となる場合があります。

なお、冷房専用機と暖房機を併用している場合においては、既存の冷房専用機及び暖房機と、導入予定の冷暖機で比較してください。

不明な場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

Q4-12 能力の比較やエネルギー使用量の比較は、どうすればよいですか。

A4-12 既存設備と導入予定設備の仕様書などをインターネットやメーカーから取得し、定格の数値で比較してください。該当箇所には、赤線やマーカーなどを引くなどして、引用した個所がわかるようにしてください。

Q4-13 断熱窓のみの更新や遮熱・断熱工事のみを行う場合や、新たに窓を設置する場合は対象になりますか。

A4-13 補助対象外です。高効率空調の切り替えと同時に実施する断熱窓の更新、遮熱・断熱工事のみ補助対象となります。

ただし、更新する空調設備を設置する部屋と別の部屋の窓の更新については対象外となります。

Q4-14 断熱窓について、工事後が従前より性能が下がっている場合も補助対象となりますか。

A4-14 本事業は、エネルギー使用量の削減につながる設備への更新を目的としていますので、更新により従前よりも省エネ性能が低下する場合は補助対象とはなりません。

Q4-15 遮熱・断熱工事について、高効率空調の入れ替えと同時に実施をすれば、施工箇所に関わらず、すべて対象となりますか。

A4-15 屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事は、入れ替えする空調機のエネルギー使用量の削減効果をより高めると認められる工事に限ります。

不明な場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

【対象となる例】

(例1) 2階建て事務所の2階に設置された空調設備の入れ替えと同時に屋根の断熱工事を行う場合。

(例2) 2階建て事務所の1階に設置された空調設備の入れ替えと同時に1階天井裏の断熱工事を行う場合。

【対象外となる例】

(例3) 2階建て事務所の1階にある空調設備の入れ替えと同時に屋根の断熱工事を行う場合

※断熱材等を使用しない改修工事等は対象外となります。

Q4-16 高効率空調の入れ替えと同時に屋根全体に遮熱塗料対策を行った場合、空調を入れ替えしない部屋の部分の屋根は対象外となりますか。

A4-16 遮熱対策の目的、商慣習上の工事方法からして、屋根への遮熱塗料は屋根全体に行うのが一般的であると考えられるため、空調機を入替していない部屋に係る部分についても対象となります。ただし、入替を行う高効率空調の消費エネルギー効果を高めると認められる場合に限ります。

V 補助対象経費について

Q5-1 対象経費となるものについて教えてください。

A5-1 以下のとおり、事業遂行に直接必要な経費が対象となります。

なお、判断に迷う場合は、補助金事務局へお問い合わせください。

経費区分	左記の内訳
①設計費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
②設備費	事業遂行に直接必要な機械装置・建築材料等の購入（運搬に係る経費を含む）、製造又は据付、既存設備の撤去（廃棄処分に係る費用は除く）等に必要な経費
③工事費	事業遂行に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費

Q5-2 対象経費とならないものについて教えてください。

A5-2 下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 自社内部の取引によるもの
- 4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 5) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 6) 中古品、レンタル、リースによる設備の導入費用
- 7) 建物の新築、増改築等に係る費用
- 8) 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る費用
- 9) 電力工事負担金
- 10) 不動産の購入・取得費、賃借料、登記費用、修理費、車検費用
- 11) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 12) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 13) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とします。）
- 14) 各種保証・保険料
- 15) 免許・特許等の取得・登録費
- 16) 役員報酬、直接人件費
- 17) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 18) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 19) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

Q5-3 自宅兼事務所で使用する設備は、補助対象となりますか。

また、社員寮で使用する設備は、補助対象となりますか。

A5-3 店舗や工場など、事業に供する部分で使用する設備が補助対象となります。

住宅部分や社員寮で使用する設備については、補助対象とすることはできません。

分電盤が自宅用と事業所用で分かれていない場合でも、店舗や工場などの事業に供する部分に設置し、事業のみで使用する設備であれば、全額が補助対象となります。

自宅兼事務所で使用するボイラーや冷蔵庫など、自宅用としても使用している設備は対象外となります。

判断に迷う場合は、事前に補助金事務局へご相談ください。

Q5-4 自宅兼事務所において、分電盤が自宅用と事業所用で分かれていない場合、別紙 1「CO2 排出量算出シート」はどのように記載したらよいですか。

A5-4 自宅用と事業所用で用途を明確に区別できない場合は、可能な限り、事業所用に使っている床面積を全体の床面積で按分するなど、合理的な方法により CO2 排出量を計算してください。

なお、按分等が困難な場合は、エネルギー使用量の全量を記載してください。判断に迷う場合は、事前に補助金事務局へご相談ください。

Q5-5 見積書を取得する際に、特に注意することはありますか。

A5-5 補助対象費用と補助対象外費用を分けて記載してください。特に、既存設備の撤去費用と処分費用、空調機などのフロン回収費用は、必ず分けて記載してください。（詳しくは申請要領 20 ページを参照ください）

なお、処分にかかわる費用等は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

VI 事業の実施

Q6-1 実際に事業を行う際に、原材料値上げや変更工事などにより見積書と一致しない可能性があります、変更承認申請が必要ですか。

A6-1 補助対象経費の各経費相互間のいずれか低い額の 20%を超える配分の変更については、事前に変更承認申請の手続きが必要です。

ただし、交付決定額を超える金額での変更については認められません。

それ以外の場合で、事業の重要な部分に関する変更でない事項については、変更承認申請は不要ですが、実績報告時に申請時の計画書や見積書と異なる内容とその理由を記載してください。

※変更承認申請が必要な事項に該当するかどうかは、補助金事務局へ相談してください。

Q6-2 変更承認申請を提出した場合、いつから変更した内容に着手してよいですか。

A6-2 変更承認申請を提出した場合における、変更した事業内容への着手時期については、県からの変更承認通知書の発行日以降となります。

変更承認申請に関しては事前着手の制度はありません。変更承認通知前に変更した内容に着手した場合、補助対象外となります。

Q6-3 設備納入業者の都合により、導入を予定していた設備の納入が遅れ、令和 8 年 1 月 13 日までに、事業（＝設備の設置及び支払い）が完了できない見通しとなった場合、どのようにすればよいですか。

A6-3 購入を予定していた機械装置等が調達困難になるなど、自己都合によらず、やむを得ない理由により、補助対象事業が事業実施期間内（令和 8 年 1 月 13 日

まで)に完了することができないと見込まれるときは、速やかに、「完了延期報告書(別記第8号様式)」を提出してください。

なお、この場合でも実績報告書は原則令和8年2月2日までに提出してください。実績報告書の提出が遅れると、補助金をお支払いすることができない場合がありますので、あらかじめ余裕を持った事業計画としてください。

Q6-4 事業効果の報告とは、何を報告すればよいですか。

A6-4 令和9年(2027年)5月31日までに、補助対象事業の実施によるエネルギー使用量の削減効果について記載した「事業効果報告書(別記第13号様式)」を提出してください。

【提出先】新潟県産業労働部地域産業振興課

送信先メールアドレス: ngt050100@pref.niigata.lg.jp

Q6-5 当事業で購入したものは処分(廃棄や売却など)してもよいですか。

A6-5 当事業で取得したものは、処分制限期間中は勝手に処分することはできません。

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず知事へ承認を申請(別記第14号様式)し、承認を受けた後でなければ処分できません。知事は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

Q6-6 当事業に関するものも、通常取引と一緒に取り扱ってよいですか。

A6-6 通常取引とは明確に分けて取り扱ってください。

事業計画に沿って実施されたもののみが補助金の対象となりますので、その対象となる分の金額を特定するために、帳簿等の関係書類や原材料等の管理をきちんとしていただくことが必要です。

また、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了後も5年間保存していただかなければなりません。

なお、当補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳等の適用対象となります。